

## 岩倉市都市計画審議会会議録

- 1 日 時：平成30年10月2日（火） 午後3時00分～
- 2 場 所：岩倉市役所7階 第1委員会室
- 3 出席委員：加藤 彰・丹羽 司朗・木ノ本 みゆき・高橋 恵子・井上 剛・竹内 祥浩  
武藤 栄司・山田 幹夫・櫻井 伸賢・梅村 均・榊谷 規子・堀 巖  
一宮建設事務所 総務課企画防災グループ 課長補佐 前田 則孝  
江南警察署 交通課長 大矢 玄康  
敬称略
- 4 欠席委員：相原 俊一  
敬称略
- 5 事務局：建設部長・都市整備課長兼企業立地推進室長・計画グループ長・同主任
- 6 議 題：尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について
- 7 審議内容：別添のとおり

## 岩倉市都市計画審議会会議録：平成30年10月2日開催

事務局：お待たせしました。

ただ今より都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、岩倉市都市計画審議会条例第3条第3項により委員の任期は2年となっており、現在の任期は平成30年6月1日から平成32年5月31日までとなります。

本日は、新たな委員様をお迎えして最初の審議会となりますが、2年間どうぞよろしくお願い致します。

なお、他の公務のため、愛知県一宮建設事務所長様におかれましては、総務課企画防災グループ、課長補佐の前田則孝（まえだ のりたか）様、また、江南警察署長様におかれましても交通課長の太田玄康（おおや もとやす）様に代理でご出席いただいております。

また、相原委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは新たに委員としてお願いをすることになりました皆様方に、市長より自席にて委嘱状を交付させていただきます。

市長：〈 個別に委嘱状交付 〉

事務局：それでは、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長：本日は、お忙しいところ当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の都市計画審議会の議題につきましては、「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」でございます。

後ほど、「付議」をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

生産緑地につきましては、市街化区域内にある緑地機能に着目し、より計画的に農地の保全を図ることで農業と調和した良好な都市環境を保全していくために都市計画に定める地区で、岩倉市におきましても、市街化区域内での保水機能、緑地の保全等で大きな効果を果たしていると思っております。

今回、土地所有者の死亡や身体の故障により生産緑地地区の変更が生じたので、都市計画の変更をお願いするものであります。

市では、今後も農地や緑地と調和のとれた市街地の整備に一層努力をさせていただきます。

皆様におかれましては、今後も、都市計画事業の推進につきまして、ますますのご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単では、ございますが私のあいさつとさせていただきます。

事務局 : 続きまして、正副会長の選出についてお願いいたします。

条例第5条では審議会に会長及び副会長を置くこととされており、会長の選出につきましては、学識経験者の方の中から選挙により選出し、副会長につきましては、委員の方の中から互選により選出する事になっております。

まず、会長の選出を行います。立候補される方は挙手をしていただけますでしょうか。

立候補者がおられないようですので、推薦によって選出することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 : 異議なし。

事務局 : ありがとうございます。それでは、推薦によって選出することといたします。どなたか推薦される方がいらっしゃれば、お願いいたします。

委員 : 前回までのメンバーとはほぼ変わりありませんし、これまでの実績がありますので引き続き加藤さんに務めていただきと思います。また副会長も丹羽さんに務めていただいてはいかがでしょうか。

事務局 : ありがとうございます。会長に加藤様をとのご推薦をいただきましたが、ほかに推薦される方はいらっしゃいませんか。

それでは、加藤様を会長としてご異議がなければ、みなさま拍手をもってご承認をお願いします。

委員 : 〈 拍手 〉

事務局 : ありがとうございます。続きまして、副会長に丹羽様をご推薦して頂きましたが、他にどなたか推薦される方がいらっしゃれば、お願いいたします。

ないようですので、丹羽様を副会長としてご異議がなければ、みなさま拍手をもってご承認をお願いします。

委員 : 〈 拍手 〉

事務局 : ありがとうございます。それでは、会長には 加藤彰 (かとう あきら) 様、副会長には 丹羽司朗 (にわ しろ) 様と決定させていただきます。それでは、加藤会長、丹羽副会長は、会長席と副会長席にご移動下さい。

それでは、会長、副会長からそれぞれ、ご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 : 〈 挨拶 〉

副会長 : 〈 挨拶 〉

事務局 : 本日の都市計画審議会での審議事項を市長より付議させていただきます。  
〈 付議 〉

事務局 : 誠に恐れ入りますが、市長は、他の公務のため退席させていただきます。  
〈 市長退席 〉

事務局 : それでは、これより以後の議事進行につきましては、加藤会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長 : それでは、ただいま当審議会に、都市計画に関する付議が1件ありましたので、ご審議をいただきたいと思っております。

これより、本日の議題に入ります。

議題「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」ですが、この内容につきまして事務局より説明をお願いします。

〈 資料に基づき都市整備課計画グループ長が説明 〉

会長 : 事務局の説明がありました。内容等について、ご質問はありませんか。

委員 : 身体故障による生産緑地の解除について、10-12は2筆あるがいずれも身体故障で解除となっているのに対し、7-18は同じ2筆でありながら、一部は身体故障で一部は面積要件での解除となっている。この違いは何でしょうか。

事務局 : 10-12は2筆とも所有者が同じであり、団地の構成も同一人物であるため2筆とも身体故障で解除されたもので、7-18は団地の構成が複数で、そのうちの1人が身体故障で解除され、残りの筆では面積要件を満たさなくなり、解除されたものです。

会長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委員 : 身体故障はどの程度のものをいうのですか。

事務局 : 身体の麻痺や失明など病気で農業ができない状況であるという場合を指します。今回の対象者は年齢が90歳を超え、酸素吸入を行っている人や、病気で手足に麻痺が残ってしまい、農業ができなくなってしまった人でした。

委員 : 10-15と10-17については一部解除となっているが、残された部分の生産緑地は農業が可能であると考えてよいでしょうか。

事務局 : いずれも解除後に面積は減りますが、一団としての面積要件は満たしており、引き続き生産緑地として残ることとなります。

会長 : 他にご質問、ご意見等はございませんか。

他にないようですので、議題「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」お諮りいたします。

原案のとおり認めることに、ご異議ございませんか。

委員 : 異議なし（全員）

会長 : 全員異議なしとのことですので、議題の「尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について」は議決されました。

会長 : 続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 : まず1点目は、平成34年を迎えると買取申出が自由にできるようになるため、

宅地として売りに出てしまうことが考えられ、国から市街化区域内の農地を一定残していこうということで特定生産緑地制度というものが新たに創設されましたので、その説明をさせていただきます。

2点目は、川井町、野寄町地区で企業誘致を進めておりますが、市街化調整区域で開発を行う場合は、地区計画という都市計画決定を行うことが必須となってきます。来年度審議会でも都市計画決定をお諮りすることになってきますので、内容について事前説明をさせていただくのと、進捗状況について併せてご説明させていただきます。

〈 特定生産緑地の資料に基づき都市整備課計画グループ長が説明 〉

会 長 : 事務局より特定生産緑地制度について説明がありましたが、ご意見はありませんか。

委 員 : 1ページ目の図について、記載されている内容のうち、「10年経過」との文言があるが、国土交通省の資料を見ると「10年延長」となっている。この表現だと時点が違ってしまいますので、内容について検討するようにしてください。

また、石仏スポーツ広場について、生産緑地があるためになかなか実現できないということを聞いているが、特定生産緑地によってまた進まなくなってしまう可能性があるのではないのでしょうか。

事務局 : 石仏スポーツ広場は生産緑地とは関係なく、納税猶予であると聞いています。

会 長 : 特定生産緑地の資料についてはどうでしょうか。

事務局 : 県から提供された資料をそのまま使用しており、表現の部分は直していきたいと思います。

委 員 : 直すのであれば、手続きの流れにある営農の継続の後に表のような特定生産緑地制度を併せて記載したほうが分かりやすいと思います。

事務局 : 検討します。

委 員 : 資料によると生産緑地だと30年経過後に買取申出ができ、特定生産緑地に移行すると10年後にできるということか。

事務局 : 資料については、現行の制度とこれからの制度を併せて表記することで分かりにくくなっているため、現行の制度についてのみの記載に直していこうと考えています。

委 員 : 所有者が100名程いて、およそ38パーセントの方に説明をしているとのことですが、現状のなかで、継続して特定生産緑地にしていこうとする人は多いですか。

事務局 : 今のところ多いのは、分からないという回答です。高齢の方で、実際に子どもにも農業をやらせたことがないということで、いろいろ大変な思いをさせたく

ないとのことで、農業を辞めようかという話も聞きますが、家族とよく話し合  
って決めたいとのことでした。

委員：生産緑地を市が買い取ることもできるということであるが、まとまった土地  
であるので、市の事業を長期的な視点に立って見たときに、事業用地として生  
産緑地を活用することもできると思うが、市としての考えはどうか。

事務局：今のところ、市としての予定はありません。面積が大きいところもありま  
すが、個人の資産を先んじて取得するという事は予算的な部分もあり、市とし  
ては考えておりません。

委員：市が買取申出により生産緑地を買い取ったという実績はあるのでしょうか。

事務局：北島藤島線の用地にかかっていた生産緑地を買ったという実績はありますが、  
買取申出により市、県で買い取った実績はありません。

会長：今回初めて出た話ではありますが、これからの審議会で継続して諮っていく  
ことになるかと思いますので、それまでにいろいろと勉強していただくように  
お願いします。

それでは次の説明をお願いします。

事務局：〈 企業誘致地区計画について資料に基づき企業立地推進室長が説明 〉

会長：事務局の説明がありました。内容等について、ご質問はありませんか。

委員：売り出し価格はどれくらいになりそうですか。

事務局：企業庁としては、造成にかかった費用等も含めた上で、売り出し価格を決め  
るという形を取っているため、現時点ではどれくらいになるかは決まっていま  
せん。

委員：10%の緑地帯という話がありましたが、工場立地法では、環境施設を含め25%  
以上で緑地面積が20%以上としているが、法律改正で自治体での判断により決  
めることとされたと思いますが、規制緩和によって岩倉市がどのような経過で  
10%となったかについては説明できるようにしておいた方が良いと思います。

事務局：岩倉市では、工場立地法に基づく市の条例により緑地面積を緩和しています。  
企業庁の開発も含め、調整区域における緑が減るという点においては、市とし  
てとらえなくてはいけないと思います。

工場立地法に基づく市条例によって、緑地面積を緩和するという改正は、全  
体的に市町においても企業誘致という流れの中で多くの自治体で行われていま  
す。これは、進出してくる企業の環境面におけるコンプライアンスが徹底され、  
公害を出さない取り組みがなされているということによるものです。

一方で都市整備課として、緑を増やそうという観点は持ったうえで開発には  
臨んでいこうと考えています。

- 委員 : 10%の緑地帯という考えと併せて説明をしていただいたかったが、この改正は今回の川井、野寄地区と関係ないということですか。
- 事務局 : 関係してきます。
- 委員 : 工場立地法で定める25%と緑地の20%がそれぞれどういった割合に変更したのかという説明をしてほしいのですが。
- 事務局 : 企業庁における考えに従う部分があり、詳細はお答えできません。緑地の割合について市の希望をお願いすることはできますが、企業庁としては売却する面積を増やして収益を得るといった部分があり、市としてはできる限りお願いをしていくという形で調整していこうと考えています。
- 委員 : この地域は、東海豪雨時にかなりの浸水があった地域だと思うが、調整池の規模はどれくらいのものになるのですか。
- 事務局 : 企業庁がそういったことも踏まえた上で、新川流域の総合治水対策における計算式に基づいて計画を立てているが、調整池の深さや規模、土地のレベルを上げる高さや、緑地等の部分で吸水させるといった方法を総合的に考えてとなるが、いずれも現在調整中です。
- 委員 : 名称について、川井地区とあるが、野寄地区も含まれているがどうして川井地区のみになったのですか。
- 事務局 : 一般的に2地区の名前を使っているケースがなかったことと川井地区が大部分を占めていることから川井町という言葉を使わず、川井地区として野寄町も含めている名称としました。
- 委員 : 野寄町の地権者の了解は取れているのですか。
- 事務局 : 取っていませんが、そうした話があれば、先ほどのご説明のように説明する予定です。
- 委員 : この土地に接する岩倉西春線の整備については、企業庁への引き渡し後に行われるのか、それとも後になるのかスケジュールを教えてください。
- 事務局 : 企業庁における川井地区の整備状況によって道路の工事も変わってくることから、今の段階では、天保橋から北の部分については、橋との接続部分を完成させ、今年度を目途に開通させたいと考えていますが、都市計画道路である岩倉西春線の整備に関しては、川井地区の整備の様子を見ながら進めていきたいと考えています。
- 委員 : 南北の道路にある止まれの標識はどうなるのか。
- 事務局 : その部分については、川井地区を分割する道路を接続させる予定であり、道路を供用しながら工事を進めていくという形になるので、公安委員会と調整の上、判断していくことになると思います。
- 委員 : 石仏の公園の進捗状況はどうなっているのですか。
- 事務局 : 現在、用地買収を進めているところではありますが、平成36年に納税猶予

が外れる権利者を待って買収を終えたいと考えています。

また、買収の終わった部分について、順次工事を進めていくという話もありましたが、都市計画事業である以上、部分的に開放して使用していくという事はできないということでしたので、2～3年後に用地が半分以上買収できたところで基本設計に入り、どういった公園にしていくかということを決めていきたいと考えています。

委員： 　いつ頃までの完成希望であるのか。

事務局： 　現時点では、平成36年に買収完了予定としておりますので、平成37～38年頃になるのではないかと思います。

会長： 　他にご質問、ご意見等はございませんか。

他にないようですので、以上を持ちまして本日の審議会は閉じさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、ご審議賜りまして、誠にありがとうございました。